

障害者の権利に関する条約

○障害者の権利に関する条約（抄）（平成18年12月国連にて採択。日本は平成19年9月署名。現在、批准に向け検討中。）

（1）第4条 一般的義務

経済的、社会的及び文化的権利の完全な実現を漸進的に達成するための措置をとること。

（2）第9条 施設及びサービスの利用可能性

障害者が、他者と同様に情報通信サービスを含めた施設及びサービスの利用を可能にするために適当な措置をとること。

（3）第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用

一般公衆に対してサービスを提供する民間の団体に対して、障害者が情報及びサービスを利用可能又は使用可能な様式で提供するように要請すること、マスメディアがそのサービスを障害者にとって利用可能なものとするよう奨励すること、手話の利用を認め及び促進すること。

（4）第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

障害者が、他者と同様に文化的な生活に参加する権利を認め、テレビジョン番組を含む文化的な活動を享受すること等を確保するための適当な措置をとること。

改正障害者基本法

○改正障害者基本法（抄）（平成23年8月5日施行）

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一・二 （略）

- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二條 （略）

2 （略）

- 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。